

公 示 送 達 書

次の書類は、当町（税務課）において保管し、申出があればいつでも交付します。

令和8年8月5日

北海道厚岸郡厚岸町長 三 浦 克 宏



氏 名（名 称）	送達の根拠法令	摘要
CANTIKA ADAWIYAH	地方税法第20条の2 町税条例第11条	1件
PERALTA EUNICE OL ERMO	地方税法第20条の2 町税条例第11条	1件
BUI THI MINH GIAN G	地方税法第20条の2 町税条例第11条	1件
VU THI PHUONG	地方税法第20条の2 町税条例第11条	1件
以下余白		

注意 この書類は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。